

平成30年第2回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 平成30年6月18日 午前10時47分 開会  
午前11時54分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑠
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	藤井本浩
13番	吉村優子	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿古和彦	副 市 長	松山善之
教 育 長	杉澤茂二	企 画 部 長	飯島要介
総 務 部 長	吉村雅央	市民生活部長	松村昇道
市民生活部理事	木村喜哉	都市整備部長	増井良之
産業観光部長	池原博文	保健福祉部長	巽重人
保健福祉部理事	中井浩子	教 育 部 長	岸本俊博
教育委員会理事	吉川正人	上下水道部長	西口昌治
会 計 管 理 者	門口昌義		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中井孝明	書 記	吉村浩尚
書 記	高松和弘	書 記	山岡晋

6. 会議録署名議員 12番 藤井本 浩 14番 下村正樹

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

- 日程第3 報第2号 葛城市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第4 報第3号 平成29年度葛城市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第5 報第4号 平成29年度葛城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（葛城市税条例の一部を改正することについて）
- 日程第7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて）
- 日程第8 議第33号 市道の認定について
- 日程第9 議第34号 市道の変更について
- 日程第10 議第35号 葛城市防災行政無線施設条例の一部を改正することについて
- 日程第11 議第36号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第12 議第37号 葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第13 議第38号 葛城市重度心身障害老人等医療費助成条例の一部を改正することについて
- 日程第14 議第39号 葛城市ラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築の規制に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第15 議第40号 平成30年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第16 事件撤回の承認を求めることについて（平成30年議第17号 訴えの提起について（平成29年10月30日付け葛監第51号の勧告3関係））
- 追加日程第1 議第41号 訴えの提起について（平成29年10月30日付け葛監第51号の勧告3関係）
- 追加日程第2 議第42号 反訴の提起について

開 会 午前10時47分

**吉村議長** ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、平成30年第2回葛城市議会定例会を開会いたします。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

なお、報道関係者から写真撮影の申し出が出ております。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**吉村議長** ご異議なしと認めます。よって、議場内の撮影を許可することに決定いたしました。

本日、平成30年第2回定例会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本定例会も議員各位の格段のご協力によりまして、議会運営が円滑に進行できますようお願い申し上げます。

なお、本定例会より議会本会議等のインターネット録画配信と、議場での電子採決を実施いたします。今後も市民参加と開かれた議会を目指して、更なる議会改革に向けて葛城市議会として取り組んでまいりますので、引き続き皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、開会の時間がおくれましたこともあわせておわび申し上げます。

ここで報告事項を申し上げます。

本定例会に提出する議案につき、市長から送付がありました提出議案は、議事日程記載の日程第3から日程第15までの13議案と、日程第16の事件撤回請求の1件であります。なお議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。

ここで市長より発言の機会を求められておりますので、これを許可します。

阿古市長。

**阿古市長** 皆様、おはようございます。議会開会に先立ちまして、まずおわびを申し上げます。

本議会で継続審議になっております、平成30年第1回葛城市議会定例会議案、議第15号の訴えの提起議案中、請求金額に誤りがございました。請求金額を30円少なく記載しておりました。お手元に配付をしております正誤表のとおり訂正をさせていただきたく、お願いを申し上げます。今回のことにつきましては、あつてはならない事務処理上のミスであると認識し、深く反省をするとともに、今後は職員相互によるチェック体制を強化するなど、再発防止に努めてまいります。このたびはまことに申しわけございませんでした。

**吉村議長** 次に、監査委員から例月出納検査結果について報告がありました。お手元に配付いたしておりますので、ご清覧賜りますようお願い申し上げます。

次に、閉会中に開催されました旧町時代における未処理金調査特別委員会の審査状況について委員長より報告を願います。

14番、下村正樹君。

**下村旧町時代における未処理金調査特別委員長** おはようございます。議長のお許しを得ましたので閉会中に開催いたしました第2回から第4回までの、旧町時代における未処理金調査特別委

員会の審査状況についてご報告を申し上げます。

まず、第2回目の委員会については、4月16日に開催をしております。委員会では、未処理金について、現在葛城市が資金保全のために歳計外現金として預かっていることがわかる書類が市当局より提出され、平成30年2月5日付で1億8,185万1,728円を一時預かり金として収入していることを確認いたしました。また、市が預かるまで未処理金が保管されていた金融機関に対し、その期間の出入金履歴のわかる記録の提出を求める議決を行うとともに、次回に開催する委員会において、新庄町の元収入役である生野名興氏を証人喚問するために必要な事項を議決いたしました。

次に第3回目の委員会については、4月25日に開催をしております。委員会では、生野氏に出席いただき、新庄町時代における未処理金の発生経緯や合併時の処理のこと、また合併以降の管理実態についてなど、証言をしていただいております。

最後に第4回目の委員会につきましては、5月10日に開催し、生野氏より得られた証言内容に基づき、過去に未処理金が保管されていたとされる複数の金融機関に対して記録提出を求める議決を行ったところでございます。

以上で閉会中に開催いたしました審査状況についての報告といたします。

以上でございます。

**吉村議長** 閉会中に開催されました委員会の審査状況については以上であります。

最後に、今回提出されました意見書（案）につきましては既に配付しております3件でございます。所管において取扱いについてご協議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

ここで、阿古市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

阿古市長。

**阿古市長** 本日、平成30年第2回葛城市議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

本定例会におきましてご提案させていただきました案件は、報告案件が3件、承認案件が2件、議決案件が8件の合計13件となっております。詳細につきましては、それぞれの提案時にご説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。なお、本年3月議会におきまして上程させていただきました議第17号議案につきましては、状況の変化に的確に対応する必要から、議決を求めていた内容の修正を行うため、議案を撤回したいと思っておりますので、よろしく承認賜りますようお願いを申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

**吉村議長** これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、12番、藤井本浩君、14番、下村正樹君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、議事日程、審議方法について、議会運営委員会で協議願っておりますので、議会運営委員長から報告願います。

10番、岡本吉司君。

**岡本議会運営委員長** 皆さん、おはようございます。平成30年第2回葛城市議会定例会の開会に当たりまして、去る6月8日、議会運営委員会を開催いたしました。諸事項につき慎重に協議をいたしておりますので、その結果についてご報告をいたします。

初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程第3、報第2号につきましては、報告案件でございます。上程し、その内容説明を受けた後、法の規定により質疑のみを行います。

次に、日程第4、報第3号及び日程第5、報第4号の2件につきましても、報告案件でございます。一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行います。こちらにつきましても、法の規定により質疑のみをいたします。

次に、日程第6、承認第1号及び日程第7、承認第2号の2議案につきましては、専決処分の承認でございます。一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決は1議案ごとに行います。

次に、日程第8、議第33号及び日程第9、議第34号の市道の認定及び変更の2議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑までを行い、総務建設常任委員会に付託をし、審査願います。

次に、日程第10、議第35号から日程第14、議第39号までの条例の一部改正5議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑までを行い、各常任委員会に付託し、審査願います。総務建設常任委員会には議第35号、議第36号、議第39号の3議案を、厚生文教常任委員会には、議第37号及び議第38号の2議案をそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第15、議第40号の平成30年度一般会計補正予算につきましては、上程し、その内容説明を受けた後、質疑までを行い、関係部分を各常任委員会に付託し、審査願います。

次に、日程第16、事件撤回の承認を求めることについてを議題とし、議案撤回の理由説明の後、質疑、討論は省略し、撤回の承認について採決をいたします。なお、この議案の撤回につきましては、本会議で承認された場合、直ちに訴えの提起について及び反訴の提起についての2議案が、追加議案として提出されるということでございますので、その取扱いにつきましても、議会運営委員会で協議をいただいております。撤回が承認された場合の本会議の審議方法につきましては、まず日程追加について諮っていただき、日程追加後一括議題とし、提案理由の説明、一括質疑までを行い、総務建設常任委員会に付託し審査願います。なお、継続審査となっております議第15号及び議第16号につきましても、あわせて審査をお願いいたします。

以上で1日目は散会いたします。

続いて、会議日程及び会期はお手元に配付のとおりでございます。

会期は本日6月18日から6月28日までの11日間といたします。20日午前10時より本会議、

一般質問を行います。21日午前10時より本会議、引き続き一般質問を行います。22日午前9時30分より総務建設常任委員会、25日午前9時30分より厚生文教常任委員会を開催いたします。各常任委員会におかれましては、付託議案の審査及び所管事項の調査をお願いいたします。

また、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会が26日午前9時30分より開催されることになりましたので、ご報告をいたします。27日は予備日といたします。28日午前10時より本会議を開催し、初めに、会期中に行われました各委員会における調査事項についての審査状況を各委員長より報告を願います。その後、各常任委員会に付託された議案につきまして各委員長より審査結果について報告願ひ、質疑、討論の後、採決を行います。

会議日程及び会期については以上でございます。

次に、今回提出されました意見書案につきましては、お手元に配付のとおり3件でございます。所管においてご協議をお願いいたします。

最後に、一般質問についてでございます。質問回数につきましては、一括質疑方式を選択された場合は2回まで、3回目は発言のみとなります。一問一答方式を選択された場合は回数に制限はございません。また、制限時間につきましては質疑、答弁を含めて1人60分以内といたします。なお、反問時間は制限時間に含めません。

以上、報告といたします。皆様のご理解を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

**吉村議長** ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日18日から28日までの11日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**吉村議長** ご異議なしと認めます。よって、会期は本日18日から28日までの11日間とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議についても、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**吉村議長** ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

これより議案審議に移ります。

次に日程第3、報第2号、葛城市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

本件につき、報告を求めます。

松山副市長。

**松山副市長** おはようございます。副市長の松山でございます。葛城市土地開発公社の理事長も兼ねておりますので、報第2号、葛城市土地開発公社の経営状況の報告については、私から説明させていただきます。

議案1 ページでございます。本件につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、出資法人の経営状況を説明する書類として、今議会では平成29年度の決算状況について報告するものでございます。詳細につきましては、別冊のA4横とじの報第2号、平成29年度葛城市土地開発公社経営状況報告書で説明をさせていただきます。なお、お手元にはこれのほかに平成29年度売却資産及び平成29年度期末保有総資産の位置図等を配付しておりますので、ご参照ください。

それでは、A4横とじのもの2ページをお開きください。土地開発公社の概要でございます。本年度の事業収益につきましては、収益的収入で2,251万6,300円、収益的支出で2,241万8,284円、資本的収入で438万円、資本的支出2,675万4,019円でございます。

続きまして、平成29年度中の取得事業につきましては、該当がございませんでした。

次に、売却事業でございます。ご説明申し上げます。尺土駅前周辺整備事業用地3筆の土地で合計が308.50平方メートル、売却原価は2,236万7,509円、売却収益2,239万7,100円でございます。売却事業が尺土駅前周辺整備事業のみでございましたので、合計も同じく3筆の土地で面積が308.50平方メートル、売却原価は2,236万7,509円、売却収益は2,239万7,100円でございます。なお、平成29年度末の事業用資産総額につきましては、4億4,312万8,797円となりました。

損益計算につきましては、事業総収益で2万9,591円、事業外収益で11万9,200円、事業損失で5万775円、経常利益では9万8,016円となり、当期純利益につきましては9万8,016円となりまして、準備金の合計は1億1,883万1,544円となったわけでございます。

また、借入金につきましては、当期の増加高で438万円、当期減少高は2,230万円となりまして、期末残高では、3億1,865万円となりました。

続きまして、3ページでございます。平成30年3月31日現在の貸借対照表でございます。

まず、資産の部、流動資産、現金及び預金でございます。524万6,490円でございます。代行用地では4億4,312万8,797円、流動資産の合計につきましては4億4,837万5,287円で、資産合計は同額の4億4,837万5,287円でございます。

次に負債の部でございます。固定負債の借入金は3億1,865万円で、大和信用金庫及び奈良中央信用金庫からの借入金でございます。未払金では、589万3,743円。固定負債の合計は3億2,454万3,743円となり、負債合計につきましても同額の3億2,454万3,743円でございます。

次に、資本の部でございます。資本金の基本財産は500万円でございます。準備金で前期繰越準備金1億1,873万3,528円、当期純利益が9万8,016円、準備金合計といたしまして、1億1,883万1,544円でございます。また、資本合計につきましては1億2,383万1,544円で、負債資本の合計は4億4,837万5,287円でございます。

続きまして、4ページでございます。損益計算書でございます。平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間の損益計算書でございます。まず、事業収益の土地売却収益につきましては2,239万7,100円、事業原価の土地売却原価は2,236万7,509円でございます。事業総収益につきましては、2万9,591円でございます。

次に、一般管理費の事業損失は5万775円でございます。次に、事業外収益の受取利息は500円、次の雑収益の11万8,700円と合計いたしまして、11万9,200円でございます。したがって、経常利益9万8,016円、当期の純利益も同額の9万8,016円でございます。

続きまして、5ページでございます。キャッシュフロー計算書でございます。平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間の現金の動きをあらわしたものでございます。

まず、Ⅰの事業活動によるキャッシュフローでございますが、公有地取得事業収入が2,239万7,100円、その他の事業収入が11万8,700円、公有地取得事業支出が450万4,794円の支出でございます。差し引き1,801万1,006円となり、これに利息の受取額500円を合計いたしまして、事業活動によりますキャッシュフローは1,801万1,506円でございます。

続きまして、6ページでございます。Ⅲの財務活動によるキャッシュフローでございますが、長期借入れによる収入が438万円で、長期借入金の返済による支出が2,230万円でございまして、差し引き財務活動によるキャッシュフローはマイナス1,792万円でございます。

次に、Ⅳの現金及び現金同等物増加額は、Ⅰの事業活動によるキャッシュフローの1,801万1,506円から、Ⅲの財務活動によるキャッシュフローの1,792万円を差し引きをいたしまして、プラス9万1,506円となりまして、Ⅴの平成29年度期首の現金及び現金同等物の残高は515万4,984円から、Ⅵの平成29年度期末の現金及び現金同等物の残高が524万6,490円となったわけでございます。

次に8ページをごらんください。平成29年度の収支決算書でございます。まず、収益的収入及び支出のうちの収入の部でございます。事業収益の公有地の売却収益は決算額2,239万7,100円で、これは2ページで説明をいたしました公有地の売却収益の価格でございます。

次に事業外収益の受取利息500円、この分につきましては、南都銀行に預けております定期預金の利息でございます。

また、雑収益で11万8,700円で、駐車場の貸付料と電柱の占用料で、これらを合計して、収益的収入は2,251万6,300円でございます。

次に、支出のうち事業原価の公有地売却原価は、決算額が2,236万7,509円で、これも2ページで説明をいたしました公有地売却原価の価格でございます。

次に一般管理費の経費では、5万775円で、保有地の管理をする費用等でございます。これらを合計いたしまして、収益的支出は2,241万8,284円でございます。

続きまして、9ページでございます。資本的収入及び支出でございます。まず、収入のうち資本的収入の借入金では決算額438万円で、合計額も同額でございます。

次に、支出のうち資本的支出の公有地取得事業費では、決算額445万4,019円。借入金の償還金につきましては、決算額で2,230万円。資本的支出の合計は、2,675万4,019円でございます。

最後に、10ページをごらんください。平成29年度の決算意見書でございます。

公社の決算につきましては、去る4月18日水曜日午前10時から、下村正樹氏と門口正義氏の両監事に監査をいただき、適正と認めていただきましたことをあわせてご報告申し上げます。



以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**吉村議長** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

12番、藤井本君。

**藤井本議員** ただいま説明を受けました平成29年度葛城市土地開発公社の経営状況の報告について、報告案件でございます。質問だけさせていただきますと思います。

総じて、購入売却等少なく、動きも少なかった年であろうかというふうに思います。ここで、私が目にとまりましたのは、取得事業につきましては該当ありません。いわゆるこの1年間、土地開発公社事業の先行取得をしなければならないという、この土地開発公社において先行取得がなかったと、このことについてお聞きするところでございます。

私の認識の中で余りこういうケースはなかったのかなというふうに思います。先行取得をする性格の中で取得がなかったと、このことですが、考えられるのは、今現在葛城市で所有、土地開発公社のほうで持っている、所有している資産でこれからの事業は十分進むんだというふうにも考えられます。また、いやいや、もう先行取得せずに、一般会計のほうで土地を取得したのだというふうなことも言えるかというふうに思います。いやいや、努力をしたけども購入できなかったというような、今の状況が非常にわかりにくい部分であろうかなと思いますので、この点について答弁、お答えいただきたいというふうに思います。

以上です。

**吉村議長** 松山副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

ただいまの藤井本議員のご質問に対しましては、土地開発公社理事長としてご答弁を申し上げます。

土地開発公社自体は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づいて設置されたものでございまして、市長部局からの依頼に基づき、土地の代行取得を行うということが本務でございます。そういった意味では市長部局からの先行取得の申し出がなかったという結果でございます。

ここからは、副市長としてのご答弁もあわせて補足させていただきますが、現在、逆に申しますと、一般会計で、きちっといわゆる本枠といいますか、一般会計で予算を計上し、その分の執行ができておれば、土地開発公社に資金代行、代行用地の取得をお願いをする理由は、必要はないわけでございますので、そういった意味では平成29年度につきましては、適切に一般会計予算の執行をやりながら、あわせて事業の進捗を図っていったものでございます。

以上でございます。

**吉村議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 土地開発公社の説明ということでございますので、今説明にございましたように、市長部局から依頼がなかったと、こういうことでございます。これについてはまた、所管の委員

会等でお話をしていただいたら結構かなと思いますので、以上で質問を終わらせていただきます。

以上です。

吉村議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

なお本件は、法の規定により報告のみでございますので、ご了承願います。

次に日程第4、報第3号及び日程第5、報第4号の平成29年度一般会計継続費及び繰越明許費繰越計算書の報告について、以上、報告案件2件を一括議題といたします。

本件につき、報告を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました報第3号及び報第4号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、報第3号、平成29年度葛城市一般会計継続費繰越計算書の報告についてでございます。本報告につきましては、国鉄・坊城線整備事業の継続費の総額が11億6,278万3,000円、平成29年度の継続費予算現額といたしまして270万円、前年度からの通次繰越額が8億1,761万4,904円であり、支出済額が1億5,212万4,029円、差引額6億6,819万875円を翌年度へ通次繰越したものでございます。

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、継続費繰越計算書を調製し、議会に報告するものでございます。

次に、報第4号、平成29年度葛城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。本報告につきましては、本年の3月議会定例会において設定いたしました、繰越明許費のうち総務費・防災行政無線デジタル化整備事業、民生費・磐城小学校区学童保育所整備事業、農林商工費・市単独土地改良事業、団体営土地改良事業、土木費・道路橋梁維持事業、道路新設改良事業、尺土駅前周辺整備事業、国鉄・坊城線整備事業、社会資本道路改良交付金事業、地域活性化事業、吸収源対策公園緑地事業、教育費・磐城小学校附属幼稚園改築事業、幼稚園空調機器設置事業、災害復旧費・治山施設災害復旧事業、農業災害復旧事業、史跡屋敷山古墳災害復旧事業の16事業につきまして、翌年度への繰越額が決定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、議会に報告するものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

吉村議長 これより質疑に入りますが、本件については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

なお、本件につきましても、法の規定により報告のみでございますので、ご了承願います。

次に、日程第6、承認第1号及び日程第7、承認第2号の専決処分の承認を求めることに

ついでに2議案を一括議題といたします。

本2議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました承認第1号及び承認第2号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に承認第1号、専決処分の承認を求めることにつきましては、葛城市税条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、本年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことなどに伴い、市民税及び固定資産税についての改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。主な改正内容につきましては、市民税に係る改正として、法人市民税の申告納付において内国法人の外国関係会社等に係る所得の課税の特例について規定するものでございます。また、固定資産税に係る改正として、平成30年度評価替えに伴い、土地の負担調整措置を3年間延長するほか、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る固定資産税の特例措置の規定を設けるものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、承認第2号、専決処分の承認を求めることにつきましては、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、本年3月31日に地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことなどに伴い、賦課期日を4月1日とする本年度の国民健康保険税の課税分から適用すべき部分の改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。主な改正内容につきましては、国民健康保険税の基礎課税額、医療分の所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の合算限度額を54万円から58万円に引き上げるもの、低所得世帯に係る国民健康保険税の軽減措置の対象世帯を拡大するため、5割軽減及び2割軽減の対象となる所得基準額を引き上げるもの、その他、マイナンバーの情報連携によるものなどにつきまして、所要の改正を行うものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

以上でございます。よろしくご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

**吉村議長** これより質疑に入りますが、本2議案につきましては、一括質疑とし委員会付託を省略し、討論、採決を1議案ごとに行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**吉村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

それでは日程第6、承認第1号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**吉村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第6、承認第1号議案を採決いたします。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**吉村議長** ご異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。  
次に、日程第7、承認第2号議案に対する討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**吉村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより日程第7、承認第2号議案を採決いたします。  
本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**吉村議長** ご異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。  
次に、日程第8、議第33号及び日程第9、議第34号の市道の認定及び変更の2議案を一括議題といたします。  
本2議案につき、提案理由の説明を求めます。  
阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました議第33号及び議第34号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第33号、市道の認定についてでございます。本案につきましては、柿本7号線は道路用地を寄附いただきましたことに伴い、道路を新設し市道認定するもので、その他の2路線は分譲住宅の開発に伴い、市に帰属することとなった通り抜けできる道路を市道認定するものでございます。

次に、議第34号、市道の変更についてでございます。本案につきましては、今回変更する部分が県有地であるものの、県道の管理区域外であるため県と協議した結果、道路の形態等から県道として管理するより市道として管理する方が適しているとの結論となったため、道路の終点を変更し市道の路線を一部変更するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

**吉村議長** これより質疑に入りますが、本2議案については、一括質疑といたします。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**吉村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第33号及び議第34号の2議案については、総務建設常任委員会に付託し、審査願います。

次に、日程第10、議第35号から日程第14、議第39号までの条例の一部改正5議案を一括議題といたします。

本5議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました議第35号から議第39号までの5議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第35号、葛城市防災行政無線施設条例の一部を改正することについてでございます。昨年12月議会定例会で議決いただきました一部改正条例に基づき、順次個別受信機を設置し、本年6月1日から本格運用を開始いたしました。設置に関してさまざまなご意見を頂戴しており、防災行政無線の本来の趣旨から、私立の保育所、福祉施設のうち滞在型の施設等にも無償で設置しているところです。今後も引き続き同様の場合に、無償貸与により設置できるよう規定を整備するものでございます。施行期日は公布の日でございます。

次に、議第36号、葛城市税条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、本年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことなどに伴い、固定資産税について地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例の割合を定める改正等を行うものでございます。主な改正内容につきましては、第1条において水質汚濁防止法に規定する特定施設等に係る設備、特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設の特例割合を改正するほか、特定再生可能エネルギー発電設備に係る特例割合の見直し等を行うもので、施行期日は公布の日からでございます。第2条においては、生産性向上特別措置法の制定により、認定先端設備等導入計画に伴って取得をした先端設備等に該当する機械装置等に係る固定資産税の課税標準の特例割合を定めるものでございます。

次に、議第37号、葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が本年3月30日に、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が、本年2月16日公布され、省令に従うべき基準である放課後児童支援員の資格要件が、拡大及び明確化されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。改正内容につきましては、資格要件に5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたものとする規定を追加するほか、教諭となる資格を有する者については、教育職員免許法第4条に規定する、免許状を有する者に規定を明確化するものでございます。施行期日は公布の日でございます。また、4年制の専門職大学が創設されることに伴い、該当する学科または課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した者を、資格要件に加える改正を平成31年4月1日から施行するものでございます。

次に、議第38号、葛城市重度心身障害老人等医療費助成条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律が改正されたことに伴い、住所地特例の改正等を行うものでございます。主な改正内容につきましては、国民健康保険の住所地特例の適用を受けて、従来の住所地の市町村の被保険者とされている者が、75歳到達等により後期高齢者医療に加入した場合には、特例を引き継ぎ従来の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者とするものでございます。また、障害者支援施設または児童福祉施設に入所したことにより、県内市町村間で住所を変更した被保険者に対し、住所地特例を適用する規定を明文化するものでございます。施行期日は公布の日でございます。

最後に、議第39号、葛城市ラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築の規制に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、平成29年12月

15日に旅館法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、ホテル営業及び旅館営業の営業種別が旅館・ホテル営業に統合されたため、条例中の引用箇所を改正するものでございます。施行期日は公布の日でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

**吉村議長** これより質疑に入りますが、本5議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**吉村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第35号、議第36号及び議第39号の3議案については総務建設常任委員会に、議第37号及び議第38号の2議案については厚生文教常任委員会にそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第15、議第40号、平成30年度葛城市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました議第40号、平成30年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,115万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145億8,815万6,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、議会費では旧町時代における未処理金調査特別委員会設置に伴い要する費用、総務費では総務省が支援する業務改革モデルプロジェクト事業委託料、民生費では国の生活保護基準の見直しに伴い、10月支給分からの適用に対応するための生活保護システム改修委託料、消防費では退職する団員が増えたことによる消防団員退職報償金の追加、教育費では當麻図書館の空調修繕料、諸支出金では市の図書館資料購入や読書活動の推進、生涯学習の充実などを目的として大和ガス株式会社よりご寄附をいただいた500万円を教育基金に積み立てる補正などをお願いするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

**吉村議長** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**吉村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案につきましては、各常任委員会へ関係部分をそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第16、事件撤回の承認を求めることについて（平成30年議第17号 訴えの提起について（平成29年10月30日付け葛監第51号の勧告3関係））を議題といたします。

市長から撤回理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました事件撤回の承認を求めることにつきまして、ご説明を申し上げます。

今年の3月定例会で提出いたしました、議第17号、訴えの提起について撤回いたしたく、葛城市議会会議規則第19条第1項の規定により、議会の承認を求めます。

撤回理由といたしましては、本市が社会福祉法人柗の郷に対し、平成28年5月31日付で支払った物件移転補償費追加補償金2,500万円につきまして、社会福祉法人柗の郷が本市に対する不当利得返還債務が存在しないことを確認する訴えを起こしたことによるもので、本年2月23日付で奈良地方裁判所において訴状を受理され、3月9日付で本市に訴状が届きました。よって、これに対する反訴を提起するとともに、議第17号の内容を一部変更した上で議会の議決を求め、本日付で議長に事件撤回の請求をしたものでございます。

何とぞ、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

吉村議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議第17号議案の撤回について承認することにご異議ありませんか。

西川議員 質疑も何もないの。

吉村議長 先ほど議会運営委員会の委員長からの報告のとおり、質疑、討論を省略しということで認めていただいております。そのときの報告のときに、ご異議がなかったもので。このまま諮ります。

西川議員 むちゃくちゃやな。

吉村議長 もう一度言います。お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議第17号議案の撤回について承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第17号議案の撤回については承認することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時40分

再 開 午前11時50分

吉村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど議第17号議案の撤回が承認されたことにより、市長より議第41号、訴えの提起について（平成29年10月30日付け葛監第51号の勧告3関係）及び議第42号、反訴の提起についての2議案が提出されました。

この際、ただいま配付していただいております議事日程記載のとおり、議第41号及び議第42号の2議案を日程に追加したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。

よって、議事日程記載のとおり、日程に追加することに決定いたしました。

それでは、追加日程第1、議第41号、訴えの提起について及び追加日程第2、議第42号、反訴の提起についての2議案を一括議題といたします。

本2議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました議第41号及び、議第42号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第41号、訴えの提起についてでございます。本案につきましては、先ほど撤回請求のご承認をいただきました平成30年議第17号、訴えの提起につきまして、内容を一部変更した上、再度提出させていただくものでございます。主な変更内容といたしましては、被告となるべき者のうちから、本市に対する不当利得返還債務が存在しないことを確認する訴えを起こした社会福祉法人柘の郷を削除するもので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第42号、反訴の提起についてでございます。本案につきましては、先ほどにご説明申し上げましたとおり、本市が社会福祉法人柘の郷に対し、平成28年5月31日付で支払った物件移転補償追加補償金2,500万円につきまして、社会福祉法人柘の郷が本市に対する不当利得返還債務が存在しないことを確認する訴えを起こしたことに伴い、これに対する反訴を提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

**吉村議長** これより質疑に入りますが、本2議案については、一括質疑といたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**吉村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第41号及び議第42号の2議案については、総務建設常任委員会に付託し、審査願います。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、お手元の日程表のとおり20日、21日、28日それぞれ午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、22日午前9時30分から総務建設常任委員会、25日午前9時30分から厚生文教常任委員会が、また、26日午前9時30分から道の駅かつらぎに関する調査特別委員会が開催されますので、委員各位におかれましては、日程表の日時に審査をよろしくお願いいたします。

皆さん方には、早朝より慎重にご審議賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午前11時54分